

放送大学副学長の人事の基準に関する規程

昭和 63 年 3 月 9 日

放送大学規程第 9 号

改正 平成 15 年 10 月 1 日、平成 17 年 3 月 23 日、
平成 21 年 3 月 25 日、平成 26 年 9 月 10 日、
令和 2 年 3 月 30 日・9 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 放送大学の副学長の人事の基準に関しては、この規程の定めるところによる。

(副学長候補者の選考)

第 2 条 副学長の候補者（以下「副学長候補者」という。）の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聞くものとする。

(選考の時期)

第 3 条 副学長候補者の選考は、次の場合にそれぞれの事由が生じた後速やかに行う。

- 一 学長がその職に就任したとき（再任の場合にあっては、学長候補者に決定したとき。）。
- 二 副学長が辞任を申し出たとき。
- 三 副学長が欠員となったとき。

(再選考)

第 4 条 副学長候補者が辞退し、又は副学長に就任することができなかつたときは、前 2 条の規定により再選考を行う。

(辞任)

第 5 条 副学長は、辞任しようとするときは、書面をもって学長に申し出るものとする。

(改正の手続き)

第 6 条 この規程は、評議会において評議員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ、改正することができない。

(雑則)

第 7 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 63 年 3 月 9 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在職する副学長の任期の終期は、放送大学学長の人事の基準に関する規程（昭和 63 年放送大学規程第 8 号）附則第 2 項に規定する学長の任期の終期と同一とする。

附 則（平成 15 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 23 日）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在職し、施行日に引き続き在職する副学長の任期の終期は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 9 月 10 日）

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の際現に在職する副学長の第 5 条第 1 項ただし書きの適用については、施行日前の副学長の在職期間を含むものとする。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 23 日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。